

都市景観形成重点地区における届出を要しない行為（規則4条第1項第3号）

行為の種類		行為の規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替		当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの
建築物の外観の色彩の変更		変更に係る部分の外壁面の面積の合計が10㎡以下のもの
広告物の表示若しくは変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、若しくは外観の色彩の変更		高さが3m以下、かつ、表示面積が1㎡以下のもの（改造後の高さが3mを超え、又は表示面積が1㎡を超えるものを除く。）
工作物の新設、増設、改造、移設、又は外観の色彩の変更	煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの	高さが6m以下のもの（増設、改造後の高さが6mを超えるものを除く。）
	製造施設、貯蔵施設、電気等の供給施設その他これらに類するもの 庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの	高さが6m以下、かつ、築造面積が10㎡以下のもの（増設、改造後の高さが6mを超えるものを除く。）
	門、塀、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.5m以下のもの（増設、改造後の高さが1.5mを超えるものを除く。）